

令和2年2月21日

各 位

公益財団法人埼玉県健康づくり事業団
感染症対策委員会

健康診断業務等における新型コロナウイルス等の感染症対策について

当事業団の感染症対策委員会では、新型コロナウイルス等の感染症の対応マニュアルを下記のとおり策定しました。

- 1 健診等の会場ごと、事前に健診担当職員全員に体温測定を行い、37.5℃以上の発熱がある場合は健診業務から離れる。また、体温測定の結果は書面に記録として残す。
- 2 市場では品薄となっており、直ぐには使用する衛生用品が揃うことは難しいが、健診を担当する職員には、会場内でのマスク着用、携帯用ボトル・アルコールジェルを使用してのこまめな手指の消毒、さらには登庁時・帰庁時の含嗽薬によるうがいを徹底する。
- 3 受診者の手指や身体が直接触れる場所は、消毒を行う。
- 4 新型コロナウイルス感染のチラシを配布して普及啓発活動を実施する。
- 5 健診会場の入り口にプッシュ式のアルコール消毒ポンプを設置することについて、顧客と協議する。
- 6 健診業務へ従事する日から起算し、過去14日以内に中国への渡航歴がある者は当該業務へ従事させない。
- 7 本マニュアルは直ちに実行し、必要により改正するものとする。

※本対応策は日本渡航医学会産業保健委員会及び日本産業衛生学会海外勤務健康管理研究会「新型コロナウイルス 企業と個人に求められる対策 Version02.13」に準拠するとともに、当事業団独自の標準感染症対策として策定した。